

## < 清水港港内水先料金 >

### (備 考)

- (イ) 時間外料金は、水先人が水先を始めた時から水先を終わる時までをもとにして、日没から日の出までとし、水先料金額の100分の50を加える。
- (ロ) 排水量をもって積量を表示する船舶についてはその5分の3に相当するトン数とみなす。
- (ハ) 港内において試運転、コンパス矯正、方向探知機誤差測定、その他これに類する目的のため水先をする場合、2時間以内はこの料金表による額とし、2時間を超えるときは、超えた1時間または端数ごとに100分の50を加えた額とする。
- (ニ) 機関使用不可能船は水先料金の100分の180とする。
- (ホ) 待機料は水先人が水先人合同事務所出発後、水先開始予定時刻から起算して30分以上経過したときは、超えた時間の30分または端数ごとに5,400円とする。
- (ヘ) 2人の水先人が共同で水先をする場合におけるそれぞれの水先料の額は、規定による水先料の額からその100分の15に相当する額を減じた額とする。
- (ト) 午前0時から午前6時までの間の水先予定のものが前日の午後11時以降に取消しがあった場合、及び水先人合同事務所出発後取消しがあった場合の取消料は、21,600円とする。  
ただし、水先人合同事務所出発の時間が午後5時から翌日午前8時までの間のものについては、前記取消料の100分の150とする。
- (チ) 消費税等に伴う料金の加算については、料金の総額の5%となる。  
ただし、免税となる取引には適用しない。

## 多層甲板船の場合の加算額

清水水先人区水先人会

基本額の100分の100に相当する額の範囲内で加算額に加算割増率を乗じて得た額を基本額に加算する。

加算割増率は次の算式により算出する。

$$K = \frac{\frac{3.5}{1,000} L^3 - T \times 1.2}{1,000}$$

K 加算割増率であって負の値の場合は0とする  
L 船舶の長さ(メートル)  
T 総トン数(1,000 トン以下の場合は 1,000 トン)

附則(1) この省令は昭和59年7月7日から施行する。

(2) この省令施行の際、現にしている水先に係る水先料については、なお、従前の例による。

### 参 考

多層甲板船に対する加算割増率の計算

<例> 総トン数(T) 10,000トン 喫水9.30メートル 長さ(L) 180メートルの場合

(1) 通常水先料

入出港料金 69,840円

(2) 多層甲板船の場合の水先料

(イ) 加算額の計算

$$K = \frac{\frac{3.5}{1,000} \times 180^3 - 10,000 \times 1.2}{1,000}$$

$$K = 8.4$$

$$\text{加算割増額} = 1,228 \times 8.4$$

$$= 10,315$$

(ロ) 合計水先料(通常水先料 + 加算割増額)

$$69,840 + 10,315 = 80,155$$

(備考)

夜間水先の場合は、(ロ)の金額の100分の150となる。

消費税等に伴う料金の加算については、料金の総額の5%になる。

ただし、免税となる取引には適用しない。